

(第6条関係)

柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務に係る提案者募集要項

柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務に係る
企画提案による業者選定審査委員会
委員長 西宮市 市民局長

1 趣旨

本市では、保険給付の適正化の一環として、柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務を行っており、本業務を委託するにあたり、企画提案者を募集し、提案内容及びヒアリング等を総合的な評価し、本業務の遂行が円滑に行える優れた事業者を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務

(2) 業務内容

別紙「柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務（単価）契約仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

履行期間について契約初年度は上記に定める期間とするが、本市が業務実績を良好と判断した場合、かつ翌年度の予算が議会を経て成立した場合に限り、引き続き、契約初年度より3年を限度に、単年度毎に契約を行うこともある。

(4) 業務の委託価格

4,913千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 履行場所

西宮市の承認する受託者事務所等

3 業務受託者選定の主要な日程

項目	日程	備考
募集開始	令和6年11月12日（火）	市ホームページにて公告
参加申込書提出期限	令和6年11月28日（木）	「5 参加申込」参照 ※様式第1号提出
提案者選定通知送付	令和6年12月3日（火）	「5 参加申込」参照
質問書受付期限	令和6年12月9日（月）	「8 質問及び回答」参照 ※様式第6号提出
提案書提出期限	令和6年12月13日（金）	「6 業務提案書の提出」参照 ※様式第2～5号及び見積書提出
ヒアリング及び プレゼンテーション	令和7年1月9日（木）	「9 審査方法」参照

審査結果の通知・公表	令和7年1月17日（金）	市ホームページにて公開
契約締結	令和7年2月下旬	

4 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 西宮市から現に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (7) 地方公共団体が発注した対象業務を実施したことがあること。
- (8) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。

5 参加申込

(1) 提出書類

参加申込書（様式第1号） 1部

(2) 提出期限

令和6年11月28日（木） 午後5時まで

(3) 提出方法

西宮市役所本庁舎国民健康保険課に持参又は郵送。

【持参の場合】 上記提出期限の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】 上記提出期限内に必着。

(4) 提案者の選定

参加申込書を提出した者の中から、提案者を選定し、選定通知書（様式第7号）を令和6年12月3日（火）（予定）に送付する。なお、提案者として非選定とした者に対しては、非選定通知書（様式第8号）を送付する。

6 業務提案書の提出（提案者に選定された場合）

上記5（4）で選定通知書を送付された者は、次のとおり業務提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 会社概要（様式第2号） 社名あり 1部（原本）
- イ 納税証明書（国税：その3の3、市税：完納証明書も要する）各1部（原本）
- ウ 業務提案書（様式第3号） 社名あり 1部（原本）
- エ 内容点検等に従事する者の当該履歴（様式第4号） 6部（原本1部、5部コピー可）
- オ 業務受託実績一覧表（様式第5号） 6部（原本1部、5部コピー可）
- カ 見積書（令和7年度及び令和7年度～令和9年度）（任意様式）各1部
(社名ありの原本)

(2) 提出書類の留意事項

ア 書類の作成要領

保険給付の適正化を目的として、別紙「柔道整復施術療養費支給申請書内容点検等業務委託（単価）契約仕様書」に基づいて、総合的な業務提案書を提出すること。

業務提案書は正確かつ簡潔な内容とし、提出を求められていない資料を添付するなど、過多なものとならないよう留意すること。

なお、別添明細については、項目ごとに分けて規定の内容が記載された提案書であれば、別紙1、2を用いなくても良いものとする。

イ 業務提案書（様式第3号）（※）

以下について提案すること。

①必須項目

- ・業務に対する具体的な提案内容
- ・業務実施の際の人員配置体制
- ・期待できる効果
- ・業務従事者の採用方法
- ・業務従事者に対する研修及び実施体制
- ・個人情報の取扱い

②任意項目

本件業務実施に当たり、意欲、経験、能力、ノウハウ等から新たな提案などがあれば記載する。

ウ 柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ施術療養費支給申請書内容点検業務に従事する者の当該履歴（様式第4号）（※）

従事する者（従事予定者）の柔道整復、鍼灸、あんま・マッサージ施術療養費支給申請書内容点検業務の履歴を記入すること。

エ 業務受託実績一覧表（様式第5号）（※）

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の地方公共団体又は保険者での柔道整復施術療養費支給申請書内容点検業務及び施術内容照会業務の受託実績を、それぞれ10件を限度に全て記入すること。効果額を把握していれば、それも記入すること。

オ 見積書（令和7年度及び令和7年度～令和9年度）（任意様式）

見積書（例）を参考に単価を記入すること。なお、消費税率はすべて10%で計算をすること。

（※）提案者が特定できるような記載、ロゴ、資料の添付等は一切しないこと。なお、特定できる場合には失格にする可能性があるため、十分確認した上で提出すること。

(3) 提出期限

令和6年12月13日（金） 午後5時まで

(4) 提出方法

西宮市役所本庁舎国民健康保険課に持参又は郵送。

【持参の場合】 上記提出期限の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】 上記提出期限内に必着。

7 業務提案書等の取扱い

(1) 業務提案書等の提出後は、書類に記載された内容の変更不可。

(2) 提出された全ての業務提案書等は返却不可。

(3) 提出された業務提案書等は、複製を作成する場合がある。

(4) 提出された業務提案書は、西宮市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、本条例に則り公開することとなる。

8 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。

(1) 質問票の受付

ア 提出期限 令和6年12月9日（月）午後5時まで

イ 提出方法 指定の「質問書」に記入して、電子メールで提出すること。

送付先：vo_kokuho@nishi.or.jp

※電話、来訪などによる口頭の質問は受け付けない。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、随時、質問票に記載されたメールアドレスへ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

9 審査方法

審査委員会で、総合評価により審査、選定を行い、第1位の者を決定。ただし、最高得点獲得者が複数あった場合は、審査委員会の決議により選定する。

※提案者によるプレゼンテーション、市からのヒアリングを予定。

(令和7年1月9日（木）を予定。ただし、変更する場合がある。)

10 提案内容等評価基準

下記(1)から(8)及び見積金額を総合的に判断。

(1) 業務に関する具体的な提案内容であるか。

(2) 従事者の採用及び従事者への研修は適切であるか。

(3) 柔道整復施術療養費支給申請書等の知識を高める研修は充分であるか。

(4) 独自の方法による効果的な点検方法等があるか。

(5) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策は充分であるか。

- (6) 従事者の柔道整復施術療養費支給申請等内容点検等業務に係る経験は充分であるか。
- (7) 他の地方公共団体などでの実績があるか。
- (8) 経営状況は安定したものであるか。

1 1 審査結果の通知

審査結果は、書面又は電子メールで令和7年1月17日（金）に全提案者に通知し、市ホームページにおいても公表する。

第2位及び第3位となった者については、その通知内容に順位を加える。

1 2 業務実施のための協議

西宮市は、第1位の者と審査結果の通知以降、業務開始に向けて細部の協議等を行う。ただし、協議が成立しない場合は、次順位者と協議する。

1 3 その他

- (1) 本業務に関する契約形態は、業務委託契約とする。
- (2) 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。
- (3) 第1位者の者と協議等、契約までに要する経費について、本市は負担しない。
- (4) 参加申込書提出後、第1位の者が決定するまでの期間中に、西宮市長から指名停止の処分を受けるなど参加資格要件が欠けた場合は、参加申出を辞退したものとみなす。
- (5) 第1位の者が決定してから契約締結までの期間中に、西宮市長から指名停止の処分を受けるなど参加資格要件が欠けた場合は、契約締結をしない。
- (6) 本企画提案にかかる業務委託契約は、令和7年度予算の西宮市議会の議決があったときに令和7年4月1日より効力を生じるものとする。このため、令和7年度予算が西宮市議会で否決された場合、本企画提案は無効とする。

1 4 問い合わせ先

西宮市市民局市民部 国民健康保険課 給付チーム

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所本庁舎1階

Tel 0798-35-3120

e-mail vo_kokuho@nishi.or.jp